

# 參考資料

放課後児童クラブについて



<保育対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 463億円の内数 (464億円の内数)

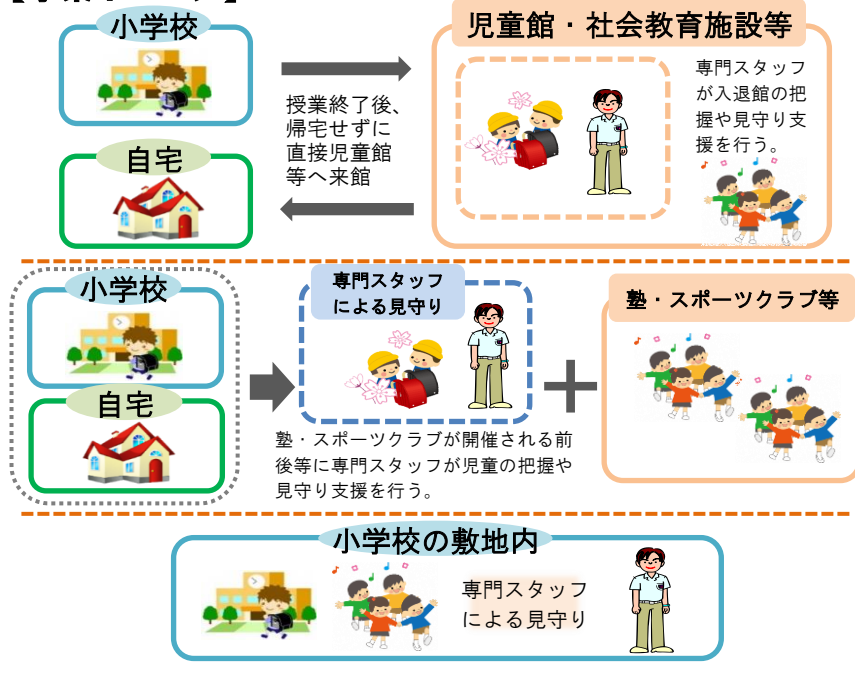
## 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

## 事業の概要

- 1 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 2 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 3 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 4 実施場所**：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 5 対象事業の要件**
  - (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
  - (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
  - (3) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

## 【事業イメージ】



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】①運営費：1,161千円（年額） ②環境整備のための設備費等：500千円（年額）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 463億円の内数 (464億円の内数)

## 事業の目的

- 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

## 事業の概要

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合には、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業については、連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】

- ①運営費：1,161千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,561千円）
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：905千円
- ③環境整備のための設備費等：2,000千円

## 事業イメージ



# 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置 （「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 463億円の内数 （464億円の内数）

## 事業の目的

- 放課後児童クラブにおいて、こどもの安全の確保を図り、また、こどもの主体的な活動を尊重し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

## 事業の概要

- 放課後児童クラブにおいて、こどもが安全・安心に過ごすことができ、こどもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するため、地域の実情に応じ、以下のような業務を担うアドバイザーを市町村等に配置し、放課後児童クラブに対する支援体制の強化を行い、放課後児童クラブにおける運営の質の向上を図る。
  - ✓ 放課後児童クラブにおける事故・けが防止や防犯・防災対策等こどもの安全管理体制等に関する職員への助言。
  - ✓ 放課後児童クラブをベテランの放課後児童支援員が巡回し、職員に対し、こどもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイスや指導等の実施。また、障害のあるこどもや特に配慮を必要とするこどもの支援にあたり、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うための助言。
  - ✓ 利用児童の預かりだけではなく、地域との相互交流など地域に開かれた放課後児童クラブの運営を行うための助言・サポート。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む。） ※実施主体が認めた者に委託等可

【補助率】 国 1 / 2、市町村（又は都道府県） 1 / 2

【補助基準額案】 4,064千円 ※「保育士への巡回支援」等の事業と同額

## 事業イメージ

放課後児童クラブ



巡回アドバイザー

巡回による安全管理体制の助言や職員に対する遊び・生活に関する支援や必要に応じて関係機関の紹介、等

放課後児童クラブ



## 事業の目的

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とし、実施に必要な追加経費分を加算する。また、放課後児童支援員を保育人材等就職・交流支援事業の対象とする。

## 事業の概要

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とするとともに、対象とした場合の追加経費（人件費及び事務諸費）について加算する。  
また、「保育人材等就職・交流支援事業」の対象とする。
  - ✓ 放課後児童支援員として就労したい方に、保育士・保育所支援センターに登録してもらい、同センターにおいて、就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）の実施や、放課後児童支援員の求人を行う事業者とのマッチングを行う。【保育士・保育所支援センター設置運営事業】
  - ✓ 保育士・保育所センター等と連携し、市町村において就職希望者等に対して再就職支援や就業継続支援等を行う。【保育人材等就職・交流支援事業】

## 実施主体等・事業イメージ

### 保育士・保育所支援センター設置運営事業

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【補助基準額案】

- 基本分：Ⅰ保育の現場・職業の魅力発信、Ⅱ新規資格取得支援、Ⅲ潜在保育士の再就職支援、Ⅳ就業継続支援、Ⅴ関係機関連携Ⅰ～Ⅴ全てについて取り組む場合：13,656千円  
(※やむを得ない事情により、実施できない事業項目がある場合は、1,000千円～3,000千円の減額)
- 加算分：基本分の業務に加えて、センターの機能強化のため、以下の取組を実施する場合に加算
  - ・放課後児童クラブ等の人材確保支援経費：1,377千円 等

### 保育人材等就職・交流支援事業

【実施主体】都道府県（一部の事業のみ）、市町村（全ての事業）

【補助率】国：1/2 都道府県、市町村：1/2

【補助基準額案（1自治体当たり）】

- ・就職相談会の開催等による求人情報の提供：651千円
- ・潜在保育士等に対するマッチング支援：5,120千円 等



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (令和6年度補正予算 4億円)

## 事業の目的

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

## 事業の概要

### 【事業内容】

#### (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

#### (2) 翻訳機等の購入

- 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

### 【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業 (延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。)

## 実施主体等

【実施主体】市町村 (特別区を含む)

【補助率】国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【令和8年度補助基準額案】

- (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 . . . 1か所当たり 500,000円
- (2) 翻訳機等の購入 . . . . . 1か所当たり 150,000円

## 活用イメージ

### 放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

(ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例)



<子ども・子育て支援事業費補助金> 令和7年度補正予算 10億円

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

## 事業の概要

以下の(1)～(3)を一連の事業として実施する。

### (1) 調査研究の実施

保護者の就労環境や、放課後児童クラブ等のこどもの居場所の充足状況等を勘案した上で、企業等民間の活力を導入した小学生の預かり機能を有した場の確保等を必要に応じて行うため、事業者や有識者、自治体担当部署等の関係者の知見を取り入れつつ、(2)の小学生の預かり機能構築に伴走し、事業の効果検証を行い、今後の預かり機能構築に向けた調査研究を行う。

### (2) 小学生の預かり機能構築の実施

例1：企業主導型保育事業所や認可外保育施設、事業所内保育所の余裕定員を活用した小学生の預かり

例2：民間の教育関連事業所（学習塾、スポーツクラブ等）のスペースを活用した、体験活動等を付加した小学生の預かり

例3：企業内において、多様なニーズを有した小学生（不登校や発達支援を要するこども、病児等）の預かり

例4：民間主導で行われている多様な「こどもの居場所」における小学生の預かり

- 「預かり機能」を果たしうる「場」や「人材」の確保等の支援（賃借料補助、人件費補助等）
- 運営上の阻害要因の分析を行い、解決策（例：人材確保・人材育成支援、運営基盤構築に向けたコンサルティング等）の検討、実行
- 利用するこどもの意見を聴取する手法の開発、実施
- こどもの発達への影響や、支援困難ケースを考慮した運営内容の検討、実施  
※多様なニーズを有する小学生を預かる場合にはその職員体制に留意すること
- 小学生の生活実態に即し、小学校等、地域、職域、家庭との連携・協働体制の検討、実施
- 経営的に持続可能となるような方策を検討しつつ、放課後児童クラブ等の既存事業に移行することも視野にいて、利用する小学生が安定的に放課後に過ごすことができる場の創設を目指す。
- 預かり事業実施事業者については、所在地自治体と協議するとともに、こども家庭庁と地域性や類型のバランスについて協議の上、決定する。

### (3) 成果物の提出

モデル事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、こども家庭庁に報告する。

※こども家庭庁は、実施団体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。

## 実施主体等

【実施主体】民間団体、地方自治体

【補助基準額】1事業あたり2千万円 <(2)の事業数に応じて加算>

【補助率】国10/10 <(2)による預かり事業実施事業者への補助については別途設定>

〈子ども・子育て支援事業費補助金〉令和7年度補正予算 0.5億円

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用手続きや運営に係るオンライン化、ICT導入は進んでいない。そのため、放課後児童クラブ分野のDXを推進することにより、利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、業務負担軽減などが見込まれる。
- 本事業では、市町村域における放課後児童クラブDX推進に必要な業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発（既存システムの改修を含む）等を通じ、入所申請等に係る手続きのオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なDX推進のため、実証等を行う。
- 成果物を活用し、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討、好事例の横展開等を行い、放課後児童クラブDXを推進する。

## 事業の概要

- 放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人・事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。
- 実証する業務範囲は、複数の機能を接続するようなものを想定。例示している業務間をつなぎ、シナジー効果を発揮できるようにする。

## 想定される業務・機能例

### 自治体

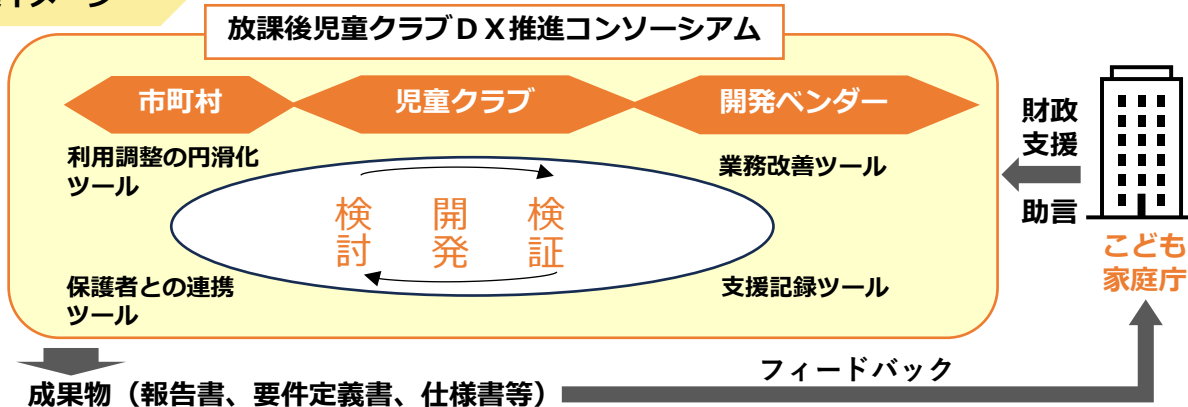
- ・利用申請手続き、面談等の予約
- ・利用調整、空き定員の公表

### 放課後児童クラブ

- ・児童の出欠席の記録、管理
- ・保護者からの欠席、遅刻、早退等の連絡
- ・保護者への連絡、アンケートの実施
- ・利用料の請求、請求書の作成
- ・職員の出退勤の管理、自治体への報告
- ・市町村からクラブへの情報提供
- ・育成支援の記録 等

### これらをつなぐもの

## 事業イメージ



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）

【補助率】定額（国：10/10）

【補助単価】1自治体あたり年額：10,726千円

〈こども政策推進事業委託費〉 令和7年度補正予算 0.1億円

## 事業の目的

- 放課後児童支援員の人材不足が、待機児童の発生や現在勤務している職員の負担増の要因の一つとなっている。
- 放課後児童クラブではこども達が複数の場所でそれぞれ活動することもあり、一つの支援の単位において複数の放課後児童支援員を配置することが必要な場合もあるが、人材確保に追い付いていない現状がある。
- このため、国においても各自治体と連携して、放課後児童支援員の人材確保策を進めていき、待機児童解消や職員の負担軽減につなげていく。

## 事業の概要

- 都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修の実施については、定員・実施回数や講師の確保等の課題があり、これにより、受講待機者が発生していることから、放課後児童支援員認定資格研修の開催負担の軽減を図り、放課後児童支援員の人材確保を図っていく。

### 〈実施方策例〉

- ・ オンデマンド研修教材を開発して（修了テスト含む）提供することで、都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修をオンライン実施で可能にすること。
- ・ 認定資格研修の実施における課題等の解決を図り受講機会を増やしていく 等

## 実施主体等

【実施主体】 国（民間事業者等へ委託）

<子ども・子育て支援施設整備交付金> 令和7年度補正予算 8.3億円

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

## 事業の概要

- 待機児童が発生している市町村において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援施設整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要がある。
- 施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し、本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

## 事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

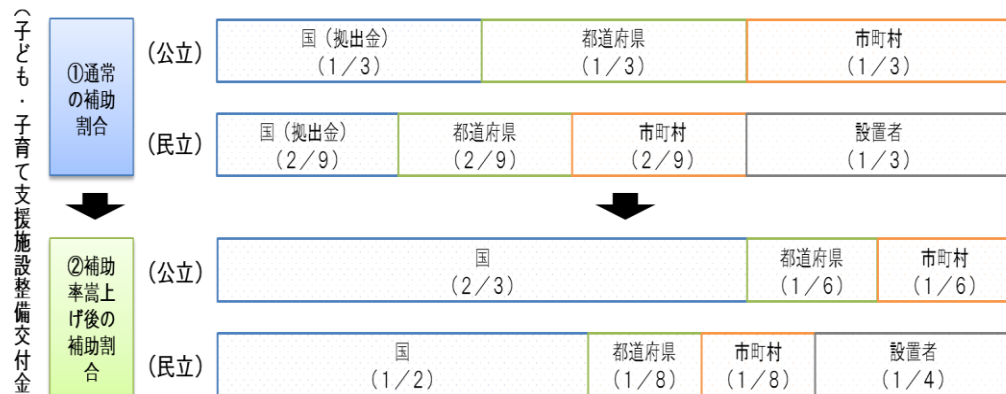
## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

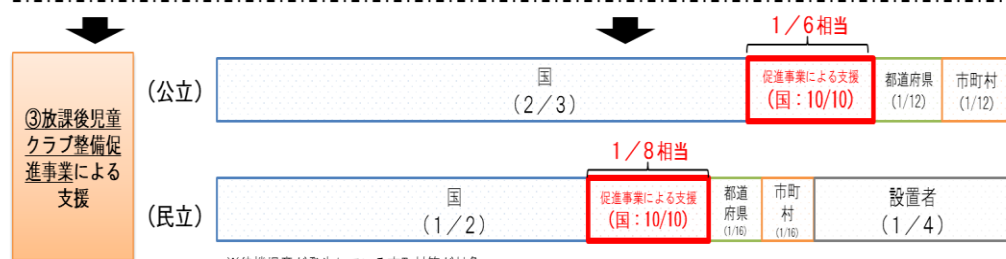
【補助率】定額（10/10相当）

※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

## 事業イメージ



※待機児童が発生している市町村等の場合に国庫補助率を嵩上げ



※待機児童が発生している市町村等が対象

(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の負担割合を1/2軽減

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

〈こども政策推進事業費補助金〉 令和7年度補正予算 0.6億円

## 事業の目的

- すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

## 事業の概要

### 【事業内容】

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

### 【対象施設】

放課後児童健全育成事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、親子関係形成支援事業所

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 4、事業者 1 / 4

【補助基準額】 1 施設当たり100千円

※放課後児童健全育成事業所については、1 支援の単位当たりとする。

# 家庭支援事業について

# 家庭支援事業の創設

○令和4年改正児童福祉法により、令和6年度より以下6事業が「家庭支援事業」と整理され、市区町村は地域子ども・子育て支援事業として計画的整備を行うとともに、特に支援が必要な者に対して利用勧奨・措置が可能となりました。

## 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、**家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業**

## 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 虐待や不登校などにより、養育環境に課題のある、家や学校に**居場所のない学齢期以降のこどもに居場所の提供や相談等を行う事業**

## 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- こどもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、**こどもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う事業**。

## 子育て短期支援事業

- 保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、レスパイトケア等、必要な支援を行う事業。**令和6年度より、新たに、保護者がこどもと共に入所・利用可能にすることや、こども自らが入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする等の事業拡充を実施。**

## 一時預かり事業

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定子ども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。**令和6年度より、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化。**

## 養育支援訪問事業

- 子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業。**※令和6年度より、事業内容のうち「育児・家事援助」の要素を子育て世帯訪問支援事業に移行。**

新設

家庭支援事業

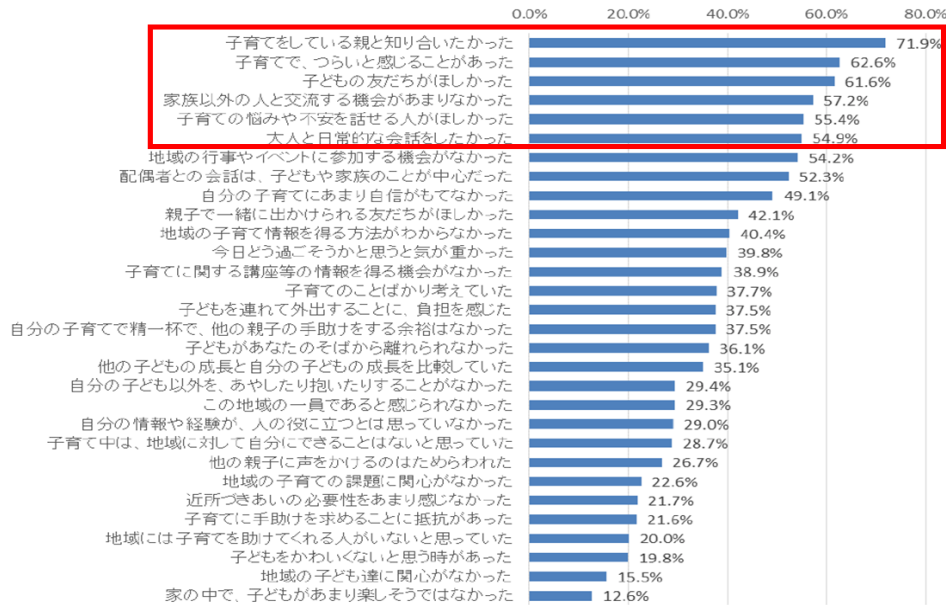
既存

# なぜ、家庭支援事業の実施が必要なのか

子育てを取り巻く環境について、核家族化・共働き世帯増加などの家族構成の変化、地域のつながりの希薄化等により親族や友人からの支援を受けづらい環境に置かれており、**孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている**現状があります(図1)。**児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある**中(図2)、児童虐待の防止等を図り、こどもの健全な育成を図るためには、**養育環境が深刻な状況になる前に、こどもが育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供することが求められます。**

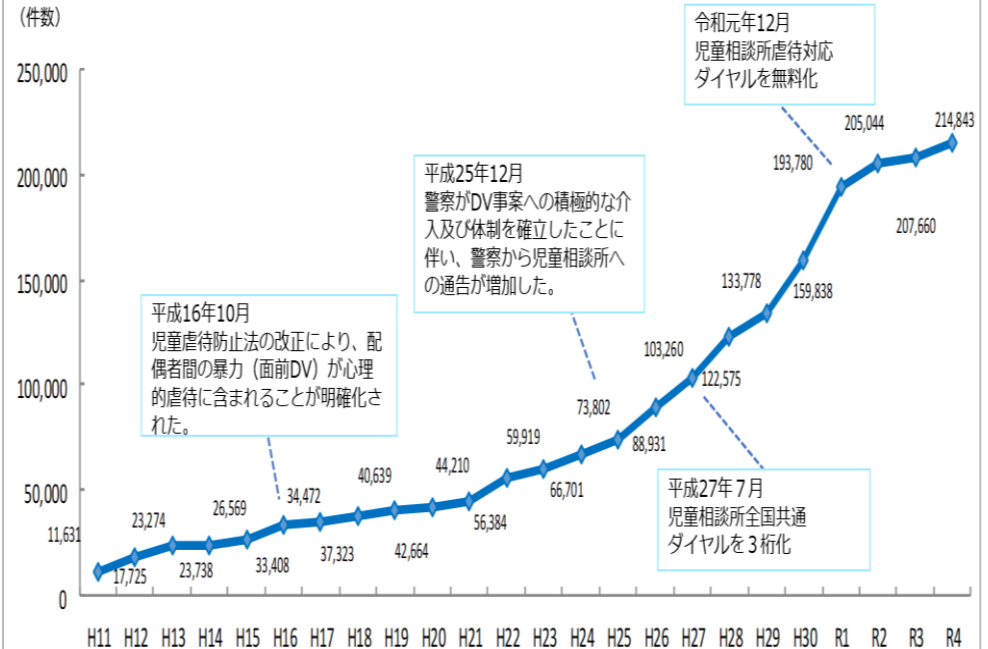
(図1) 孤立した育児の実態

拠点を利用する前の子育て状況



(出典) NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」(2017年)  
 (全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体(計240団体)の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの(有効回答数1136人))

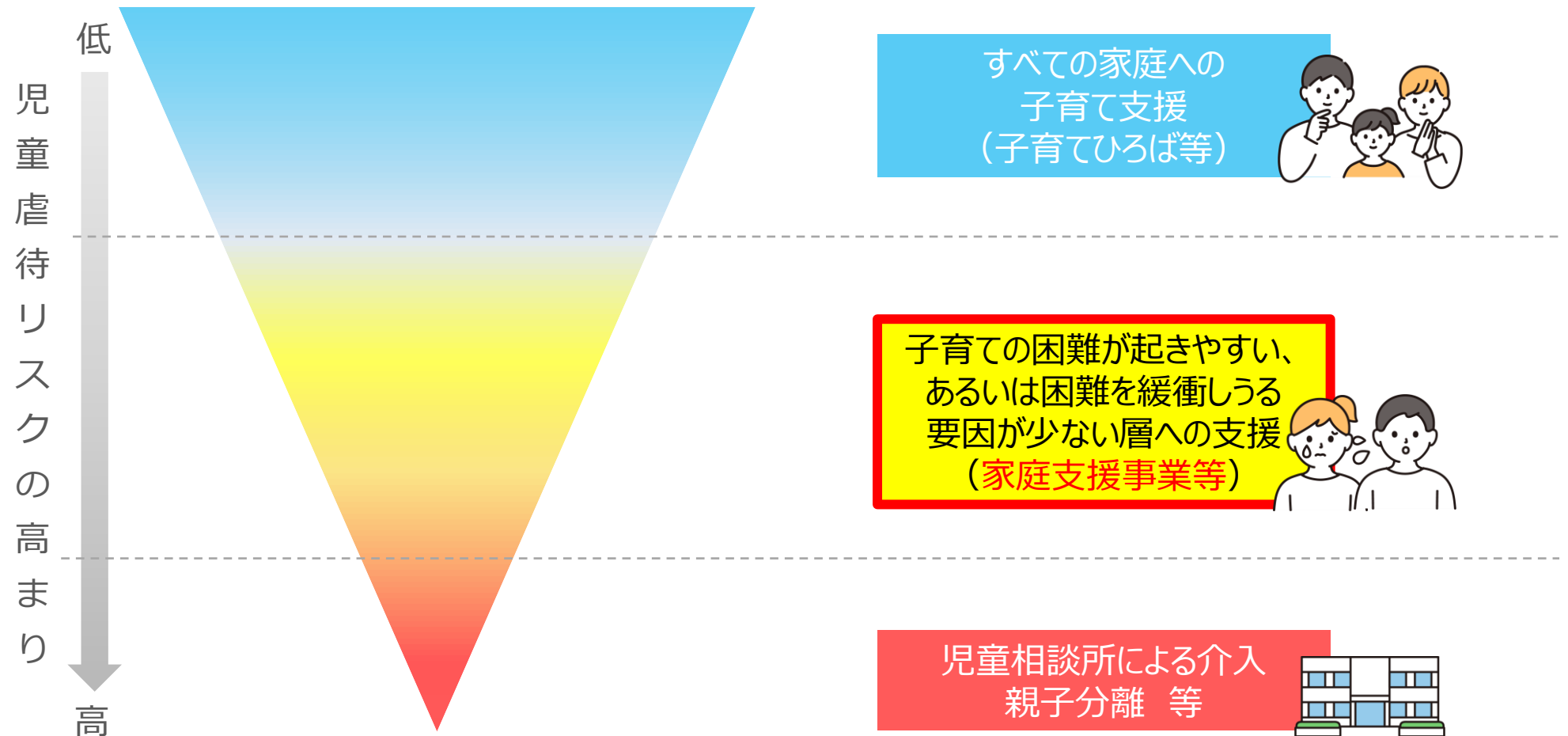
(図2) 児童虐待相談対応件数の推移



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」

# 家庭の虐待リスクと子育て支援策（イメージ）

児童虐待を未然に防ぎ、こどものウェルビーイングを保障していくためには、すべての家庭（ユニバーサル層）へのアプローチ、専門的な介入や治療が必要な層にいたる前の、**子育ての困難が起きやすい、あるいは困難を緩衝しうる要因が少ない層へのアプローチを充実させる必要があります。**



# 令和4年改正児童福祉法に基づく家庭支援事業の取組推進状況について

## 子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業の取組状況等について

- 子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業については、実施要綱と、具体的な運用等を記載したガイドラインを、昨年12月に自治体へ送付し、意見照会を行った上で、令和6年3月30日に発出。
- 親子関係形成支援事業については、実施要綱案を1月25日の説明会でお示しし、令和6年3月30日に発出。
- 上記の財源となる「子ども・子育て支援交付金」の交付要綱については、改正通知を令和6年5月21日に発出。
- 令和6年4～5月に取組見込状況調査を行い、結果は以下。

	子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業	親子関係形成支援事業	
新規3事業の取組自治体数 (カッコ内数は全市町村における実施率)	令和6年度取組見込市町村数(※1)	692(39.7%)	85(4.9%)	172(9.9%)
	令和6年度子ども・子育て交付金交付決定(※2)	691(39.7%)	73(4.2%)	184(10.6%)
	令和7年度取組見込市町村数(※1)	767(44.1%)	126(7.2%)	214(12.3%)

※1 成育環境課独自調査 令和6年4月～5月時点での取組見込状況について、令和6年6月1日までに回答があった結果を基に集計

※2 令和6年11月末において、申請があった市町村数。今後、変更交付決定等で数字が変動する見込。

- 家庭支援事業は地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条第8号）に位置付けられており、新規3事業の「量の見込み」の算出等については、令和5年9月に実施した自治体説明会で方向性案を示し、その後、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改正版ver.1）」（令和6年3月11日付け事務連絡）を発出し通知済。
- 取組自治体数増を目指し、好事例や公表情報を集約したwebサイトの周知を図るべく、令和6年9月17日及び20日に自治体説明会を実施。

周知等の状況	令和5年		令和6年				令和7年度	
	R6.9	R6.3	R6.4	R6.9	R6.9	R6.10	R6.12	R7.4
	自治体説明会 (量の見込み方を提示)	実施要綱等 各種通知の発出	取組状況調査 実施→公表	事業webサイト 作成/周知	自治体 説明会	都道府県 ヒアリング	FAQ等 更新	第3期 子事業計画

## 利用勧奨・措置について

- 利用勧奨・措置の運用について記載したこども家庭センターのガイドライン案を、昨年12月に自治体にお示しし、意見照会を行った上で、令和6年3月30日に発出。
- 措置にかかる経費については、義務的経費とし、「児童入所施設措置費等国庫負担金」での補助となる。本負担金の交付における家庭支援事業の措置の取扱い（支弁額や徴収金等）についての通知を、令和6年6月3日に発出。

# 令和4年改正児童福祉法に基づく家庭支援事業の取組推進状況について

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業（以下、新規3事業）を中心に、自治体の状況を踏まえながら、取組増に向けた打ち手を検討・実施。令和7年度以降については、子ども・子育て支援事業計画や社会的養育推進計画の策定状況を確認しながら、適切な支援を検討する。

## 実施に際する障壁の把握

- 取組自治体数の少ない都道府県や、未実施の市町村に対して複数回のヒアリングを実施

自治体からの意見 「事業ニーズはあるが、事業イメージがわからない」「社会的養護関連施設に実施を委託したいが、数が限られており、広域をカバーすることができない」「財源や資源が限られるため、新規実施が難しい」「小規模自治体で実施が見込めない・費用対効果も見込めない」「事業要件を満たす委託事業者や人材の確保が困難」等

## 事業実施意図・有用性の可視化

- 複数の自治体から「どのように必要性を説明したらよいかわからない」「どのような制度かわかりにくい」という声を頂いたことを踏まえ、家庭支援事業の実施が必要な理由や、利用勧奨・措置に関する情報をまとめたWebページを令和6年12月に新設。

## 好事例等の収集・周知/FAQの拡充

- 9月に行った自治体説明会で紹介した好事例を事業ごとのWebページに公表（計9事例）
- 社会的養護施設等を活用して事業実施している事例にヒアリングを実施・資料化。
- 実施において障壁となりうる点を踏まえつつ、事業ごとのFAQを拡充し、令和6年12月に公表。

## 自治体等への情報発信

- 社会的養育・地域支援ネットワーク等、官民連携して事業周知
- 令和7年1月に全市町村に対してwebページ更新情報及び令和7年当初予算案等について事務連絡で周知。Xでも発信。
- 令和7年1月に、社会的養護関連施設に対し、施設で家庭支援事業に取り組む事例とともに事業周知

（加えて年度内に以下を調整中）

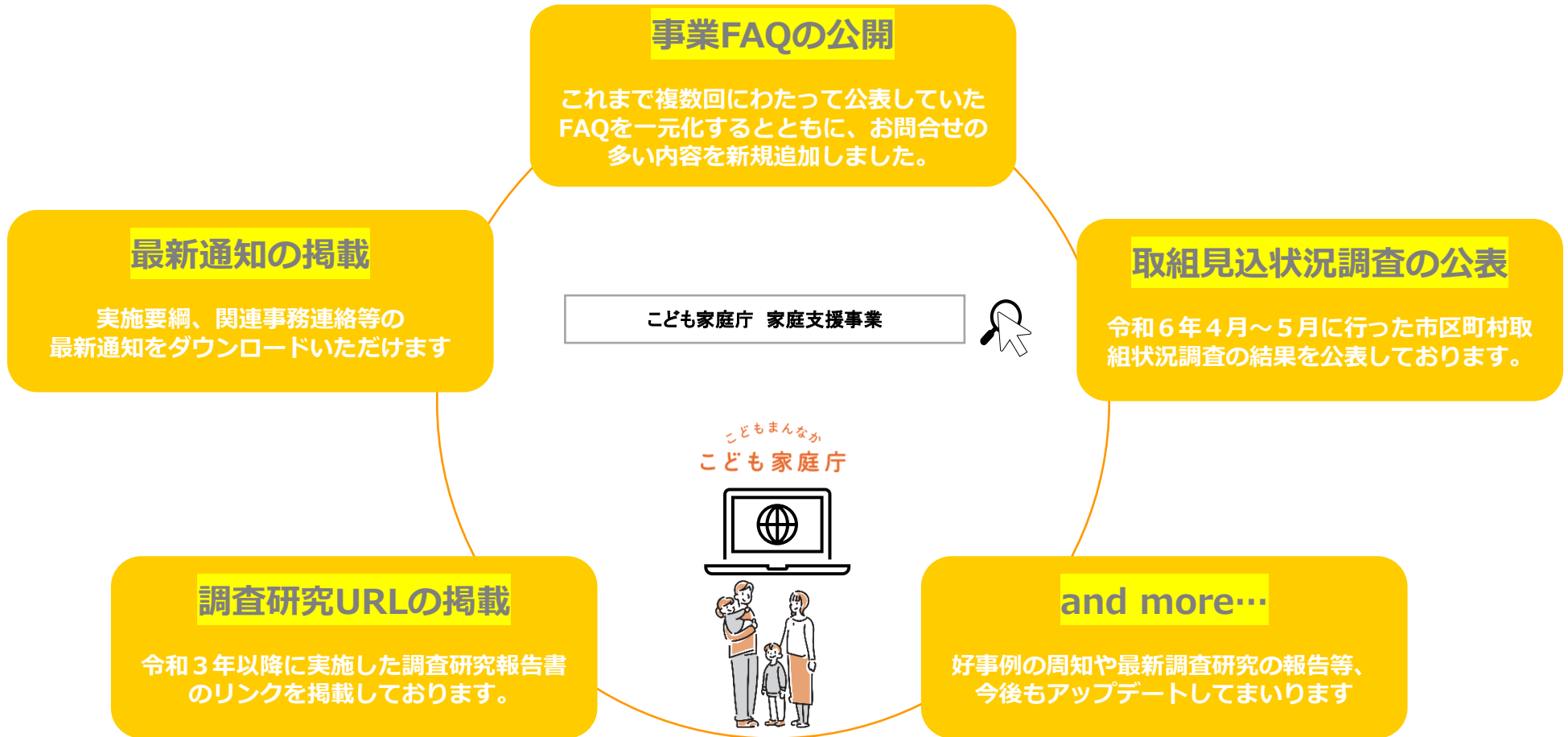
- 子育て短期支援事業及び子育て世帯訪問支援事業について、令和6年度調査研究内において好事例ヒアリングを行い、結果を自治体等に周知。

## 令和7年度以降について（案）

- 令和6年度補正予算「こども家庭センター設置・機能強化促進事業」において、家庭支援事業等の構築・活用等の機能強化を含む、市町村における子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進するとともに、その他、各事業においては引き続き必要な制度改正等について事業の実態を踏まえて検討する。
- 第3期子ども・子育て支援事業計画における量の見込み・確保方策の状況や、社会的養育推進計画における「家庭支援事業の確保方策の達成率」をモニタリングし、適宜自治体に対して情報提供の強化等を検討する。

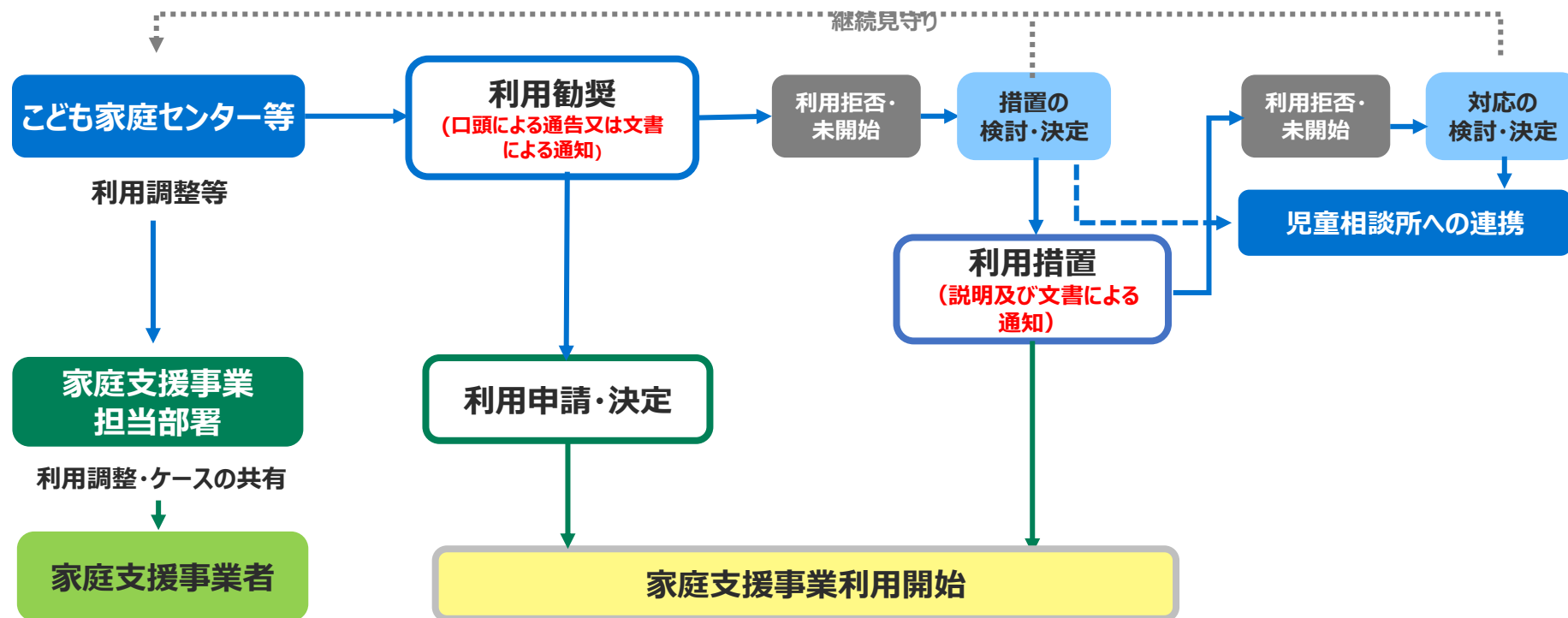
## 家庭支援事業Webページについて

家庭支援事業に取り組む・取り組もうとする自治体及び民間団体が最新情報を把握できるよう、関連情報を一元化しております。今後、好事例の周知や調査研究結果等を更新していく予定です。



市町村は、サポートプランが作成された者や都道府県や児童相談所から引き継いだ児童を含め、**家庭支援事業（第21条の18に位置付けられる子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業をいう。以下同じ。）の利用が必要と認められる者について、その利用を勧奨しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができる。**なお、ここでいう勧奨は児童福祉法第21条の18第1項に基づき上記要件に該当する対象者に限って実施されるものを指し、窓口等での事業利用を促す通常の利用勧奨は含まれないことに留意すること。

## 利用勧奨・措置 基本的な流れ（イメージ図）



## 利用勧奨

### 検討 及び 決定

- 利用勧奨については、原則として、サポートプランが作成された者や都道府県や児童相談所から引き継いだ児童等、家庭支援事業の実施が適当であると認められた者について、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において必要な支援策（事業の種類、利用予定の家庭支援事業者、事業における支援の内容、頻度、回数、期間等を含む）やサポートプランの検証、支援策の提案方法（誰がどこでどのように対象者に勧奨するか）などを検討の上行う。
- ただし、サポートプランが作成されていないものの、支援の必要度が高く、近く要支援児童等となる可能性が非常に高い状態となっている者であり、かつ、必要な支援内容が明らかである者については、例外的にサポートプラン等が無くとも利用勧奨を行うことも可能とする。その際は、事後的にサポートプラン等を作成すること。

### 対応者

- こども家庭センター等の児童福祉部門での対応が想定されるが、母子保健分野での対応も可能。市町村における責任主体、決裁ルートを明確にし、他の部門の職員が利用勧奨を行った場合には、その実施状況について共有すること。

### 実施 方法

- 口頭による通告又は文書による通知を行い、児童記録表等に利用勧奨をした背景や理由、状況、結果等を記録すること。なお、円滑な利用に繋げるため、こども家庭センター等のケースワーカーのほか、対象者との関係性が構築できている関係機関の同席の下、実施することも考えられる。
- 費用負担については、利用勧奨を行ったことをもって特段の公費による支援は行わないが、支援の必要な家庭が継続的に支援を受けることができるよう、国の支援メニューを活用して所得状況に応じた減免制度を設け、案内を行うことを徹底すること。
- 利用の意思が確認できない場合や、支援の受け入れに拒否的な場合は、訪問等を繰り返し行い、対象者との信頼関係を構築する中で、支援の必要性や期待できる効果等を伝え、利用につながるよう努めること。

### その他

- 都道府県や児童相談所への報告については、必要に応じて行うこととする。
- こども家庭センター等において対象者を継続的に見守り、対象者の状況に応じて、サポートプランを適宜変更しつつ、適切な支援が行われるよう、利用する家庭支援事業者からの支援状況の報告事項や報告先、相談先等をあらかじめ定め、適切に情報共有がされる体制を整備すること。

## 措置

### 検討 及び 決定

- 措置については、利用勧奨を実施したにもかかわらず、対象者の社会経済的状況に変化が見られず、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請を行うことができないなど、事業を利用することが著しく困難であると市町村が認めた場合に行うこととし、利用勧奨の状況も踏まえ、アセスメントやサポートプラン等の見直しを行い、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において検討、その結果をもとに市町村が決定する。なお、市町村の措置については、強制性を伴うものではなく、市町村が、利用者にかわって事業の利用を決定するものであることから、事業の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合に措置を行うことに留意すること。

### 対応者

- 利用措置は行政処分となることから、措置の実施に当たっての決裁権者は明確に定めておく必要があり、その指揮命令権が及ぶ職員が行うこと。

### 実施 方法

- 措置の対象者においては、精神面に障害や疾患を有していることも想定されることから、窓口への来所に限らず、居宅への訪問や同行支援を行う等配慮したうえで、必ず対面において丁寧な説明を行ったうえで、文書による通知を行うこと。また、児童記録票等に措置を文書により通知した旨に加え、その背景や理由、説明した時の状況等を記録すること。
- 措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする。費用負担を求めないことを目的として措置を実施することは望ましくない点に留意すること。

### その他

- 市町村の措置は強制力を伴わないことから保護者が措置を拒否することもありうるが、その場合、要支援・要保護児童に該当すると考えられるケースなどは児童相談所等へ報告し、必要な対応がとられるようにすること。この他の場合でも、措置を行った際には都道府県や児童相談所への報告を必要に応じて行うこととする。
- こども家庭センター等において対象者を継続的に見守り、対象者の状況に応じて、サポートプランを適宜変更しつつ、適切な支援が行われるよう、利用する家庭支援事業者からの支援状況の報告事項や報告先、相談先等をあらかじめ定め、適切に情報共有がされる体制を整備すること。
- 措置による支援の提供期間の満了前に、措置による支援の提供を解除した場合、保護者等及び利用中の家庭支援事業者に対して文書による通知をすること。また、支援の提供の解除に際しては、福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令（平成6年厚生省令第62号）に十分留意し、解除理由等について丁寧な説明を行い、その後の支援に支障が出ないよう配慮すること。

## 目 的

令和4年改正児童福祉法において、新たに実施されることとなった家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）について、市町村は、当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、支援を提供（措置）することができるとしており、この措置にかかる経費について義務的経費とし、家庭支援事業の着実な実施に努める。

## 家庭支援事業の措置の要件

措置の要件については、次の全ての内容に該当する必要がある。なお、行政処分となることから、市町村が決定し、文書により通知すること。

- ① 原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成する要支援・要保護児童家庭等であること  
※速やかに措置による支援が必要と認められる場合は、例外的に、事後にサポートプラン等を作成することも可能だが、速やかに作成すること
- ② 利用勧奨を実施したにもかかわらず、疾病その他事情により、支援が必要な者が利用申請を行うことが出来ないなど、事業を利用することが著しく困難であると市町村が認めた場合であること
- ③ 支援の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合であること

## 措置費単価等

### 【措置費単価】

各事業について、「子ども・子育て支援交付金」をもとに1人当たり1回（日額）相当額を設定する

### 【負担割合】

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

なお、措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする。

ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めたとしても以後支援がしにくくなるといった事態が生じないと認められる場合には、法第56条第2項の規定に基づき費用徴収することも可能。

【案】「家庭支援事業に係る措置費の支弁の取扱いについて」新旧対照表 (下線部が変更点)

改正後	現 行
<p>こ 成 環 第 1 9 1 号                      こ 支 家 第 3 4 0 号                      令 和 6 年 6 月 3 日                      【第一次改正】こ 成 環 第 4 3 号                      こ 支 家 第 2 1 号                      令 和 8 年 1 月 22 日                      【第二次改正】<u>こ 成 環 第 〇 〇 〇 号</u>  <u>こ 支 家 第 〇 〇 〇 号</u>  <u>令 和 8 年 〇 月 〇 日</u></p>	<p>こ 成 環 第 1 9 1 号                      こ 支 家 第 3 4 0 号                      令 和 6 年 6 月 3 日                      【一部改正】こ 成 環 第 4 3 号                      こ 支 家 第 2 1 号                      令 和 8 年 1 月 22 日</p>
<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長                      こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長                      ( 公 印 省 略 )</p>	<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長                      こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長                      ( 公 印 省 略 )</p>
<p>「家庭支援事業に係る措置費の支弁の取扱いについて」の一部改正について</p> <p>令和4年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)の施行に伴い、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の18第2項の規定により、市町村は、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下「家庭支援事業」という。)の提供が必要であると認められる者について、勸奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勸奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、家庭支援事業による支援を提供することができることとなった。</p> <p>当該規定に基づき、措置により家庭支援事業を実施した場合の費用については、その要保護性に鑑み、今般、児童入所施設措置費等国庫負担金(以下「措置費」という。)により支弁することとしたことを踏まえ、措置による家庭支援事業の支弁基準額等の取扱いについて下記のとおり定めたので、その適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。</p> <p>ついては、各都道府県知事におかれては、管内市町村(特別区を含む。)の長への周知につきご配慮願いたい。</p>	<p>家庭支援事業に係る措置費の支弁の取扱いについて</p> <p>令和4年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)の施行に伴い、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の18第2項の規定により、市町村は、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下「家庭支援事業」という。)の提供が必要であると認められる者について、勸奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勸奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、家庭支援事業による支援を提供することができることとなった。</p> <p>当該規定に基づき、措置により家庭支援事業を実施した場合の費用については、その要保護性に鑑み、今般、児童入所施設措置費等国庫負担金(以下「措置費」という。)により支弁することとしたことを踏まえ、措置による家庭支援事業の支弁基準額等の取扱いについて下記のとおり定めたので、その適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。</p> <p>ついては、各都道府県知事におかれては、管内市町村(特別区を含む。)の長への周知につきご配慮願いたい。</p>

改正後  
記

この通知は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）の第3及び第5で別に定めることとされている、措置による家庭支援事業の支弁基準額及び徴収金の考え方について定めることを目的とする。

1. 措置の検討及び決定等について

家庭支援事業における措置の検討及び決定等については、「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日こ成母第142号・こ支虐第147号こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長連名通知）第3章2節5項「家庭支援事業の利用勧奨・措置について」を参照すること。

2. 支弁額及び経費の使途について

家庭支援事業の措置に係る費用の支弁基準額及び対象経費については次の別表で定めるとおりとする。

(別表) 措置費における単価算出表 (年額)

事業名	算出方法	対象経費
子育て短期支援事業	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業	子育て短期支援事業の実施に必要な経費
	(1) 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>14,900</u> 円	
	(2) 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>7,640</u> 円	
	(3) 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × <u>2,100</u> 円	
	2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業	
	(1) 夜間養護事業	
① 基本分 年間延べ日数 × <u>1,760</u> 円		
② 宿泊分 年間延べ日数 × <u>1,760</u> 円		
(2) 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>3,510</u> 円		

現行  
記

この通知は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）の第3及び第5で別に定めることとされている、措置による家庭支援事業の支弁基準額及び徴収金の考え方について定めることを目的とする。

1. 措置の検討及び決定等について

家庭支援事業における措置の検討及び決定等については、「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日こ成母第142号・こ支虐第147号こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長連名通知）第3章2節5項「家庭支援事業の利用勧奨・措置について」を参照すること。

2. 支弁額及び経費の使途について

家庭支援事業の措置に係る費用の支弁基準額及び対象経費については次の別表で定めるとおりとする。

(別表) 措置費における単価算出表 (年額)

事業名	算出方法	対象経費
子育て短期支援事業	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業	子育て短期支援事業の実施に必要な経費
	(1) 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>13,410</u> 円	
	(2) 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>7,300</u> 円	
	(3) 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × <u>1,940</u> 円	
	2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業	
	(1) 夜間養護事業	
① 基本分 年間延べ日数 × <u>1,650</u> 円		
② 宿泊分 年間延べ日数 × <u>1,650</u> 円		
(2) 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>3,310</u> 円		

改正後			現 行		
事業名	算出方法	対象経費	事業名	算出方法	対象経費
養育支援訪問事業	1 専門的相談支援の実施 年間延べ訪問数 × 8,000円 2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 年間延べ訪問数 × 10,000円	養育支援訪問事業の実施に必要な経費	養育支援訪問事業	1 専門的相談支援の実施 年間延べ訪問数 × 8,000円 2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 年間延べ訪問数 × 10,000円	養育支援訪問事業の実施に必要な経費
一時預かり事業	年間延べ利用児童数 × <u>5,550円</u>	一時預かり事業の実施に必要な経費	一時預かり事業	年間延べ利用児童数 × <u>5,460円</u>	一時預かり事業の実施に必要な経費
子育て世帯訪問支援事業	年間延べ利用時間数 × <u>3,300円</u> 年間延べ利用件数 × <u>2,000円</u>	子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な経費	子育て世帯訪問支援事業	年間延べ利用時間数 × <u>3,140円</u> 年間延べ利用件数 × <u>1,860円</u>	子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な経費
児童育成支援拠点事業	年間延べ利用日数 × 795円	児童育成支援拠点事業の実施に必要な経費	児童育成支援拠点事業	年間延べ利用日数 × 795円	児童育成支援拠点事業の実施に必要な経費
親子関係形成支援事業	年間延べ利用回数 × <u>4,660円</u>	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費	親子関係形成支援事業	年間延べ利用回数 × <u>4,500円</u>	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費
<p>3. 家庭支援事業の措置に係る徴収金について</p> <p>法第56条第2項に基づき、費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者からその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることとされているが、支援を要する家庭に適切に支援が行き届くよう、費用徴収を行わずとも差支えない。ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めた場合は、市町村で事業ごとに設定している利用料を超えない範囲で徴収する。</p>			<p>3. 家庭支援事業の措置に係る徴収金について</p> <p>法第56条第2項に基づき、費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者からその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることとされているが、支援を要する家庭に適切に支援が行き届くよう、費用徴収を行わずとも差支えない。ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めた場合は、市町村で事業ごとに設定している利用料を超えない範囲で徴収する。</p>		

# 児童手当について

## 公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理ガイドライン

### 目次

1. 本ガイドラインの目的	2
2. 児童手当法上の公務員の範囲	2
2-1. 国家公務員の範囲	2
(1) 常時勤務に服することを要する国家公務員	2
(2) 政令で定める国家公務員	3
(3) 国家公務員の範囲に含まれない者	3
2-2. 地方公務員の範囲	4
(1) 常時勤務に服することを要する地方公務員	4
(2) 政令で定める地方公務員	4
(3) 地方公務員の範囲に含まれない者	5
3. 支給主体が変更となる場合における基本的な手続	5
(1) 住所地の市町村から児童手当を受給している者が公務員となる場合	5
(2) 児童手当の受給者である職員が退職する場合（公務員間の異動を除く。）	6
(3) 児童手当の受給者である職員が所属庁を異にして異動する場合	6
4. 要注意事例及び望ましい対応	7
(1) 非常勤職員（国家公務員）、会計年度任用職員（地方公務員）の取扱い	7
(2) 2か月以内の期間を定めて使用される者等の取扱い	7
関連リンク	7

## 1. 本ガイドラインの目的

児童手当の認定及び支給事務は、原則として市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行っているが、公務員である一般受給者については、（児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 17 条の規定により、勤務先である所属庁が認定及び支給事務を行っている。

公務員の採用、異動、退職等により公務員に係る児童手当の支給主体が変更となった場合には、改めて受給資格者による変更後の支給主体に対する認定請求手続が必要であり、この手続が遅れた場合には、原則としてその期間の児童手当は支給されないことから、所属庁においては、職員が遺漏なく手続できるよう、児童手当制度の定期的な周知や個別の申請勧奨など、日頃から積極的な取組みを行っていただく必要がある。

本ガイドラインは、そのような所属庁の取組みに資するよう、児童手当制度における公務員の範囲や公務員の採用、異動、退職等に伴い必要となる事務処理の考え方を示すことを目的としたものであり、各所属庁におかれては、本ガイドラインを参考に、引き続き児童手当の適正な支給に向けて取り組んでいただきたい。

なお、児童手当の支給要件や支給額等の情報については、関連リンク（こども家庭庁 HP）を参照されたい。

## 2. 児童手当法上の公務員の範囲

法第 17 条に規定する公務員の範囲は、(a) 国家公務員又は地方公務員としての身分を有している者であって、かつ、(b) 国又は地方公共団体が使用者としての立場から、共済組合の長期給付に充てるための負担金（厚生年金保険等の被用者年金制度における保険料等）を負担している者となる。

### 2—1. 国家公務員の範囲

(a) の国家公務員とは、常時勤務に服することを要する国家公務員及び児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号。以下「政令」という。）で定める国家公務員をいい、具体的には下記（1）及び（2）のとおりである。

#### （1）常時勤務に服することを要する国家公務員

正規の勤務時間により勤務し、正規の給与制度、特に俸給表の適用があり、その他身分保障が認められ、かつ、特別な服務規律に服する一般職の職員及び特別職の職員

※ 警察庁の所属職員及び警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条第 1 項に規定

する地方警務官を含む。

(2) 政令で定める国家公務員

- ① 休職又は停職の処分を受けた者（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 79 条及び第 82 条）
- ② 国際機関等に派遣された者（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和 45 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項）
- ③ 育児休業をしている又は育児短時間勤務職員（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 22 条）
- ④ 自己啓発等休業をしている者（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 19 年法律第 45 号）第 2 条第 5 項）
- ⑤ 配偶者同行休業をしている者（国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号）第 2 条第 4 項）
- ⑥ 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律等で指定する宮内庁のその他の職員、裁判官及びその他の裁判所職員、国会職員並びに防衛省の職員（国家公務員法第 2 条第 3 項第 10 号、第 13 号、第 14 号及び第 16 号）で、①から⑤までに掲げる者に準ずるもの
- ⑦ 国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される者
- ⑧ ①から⑦までに掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、財務大臣の定めるところにより、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて 12 か月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

※ 国内居住要件等については別途確認が必要であることに留意。

(3) 国家公務員の範囲に含まれない者

- 行政執行法人に勤務する者
- 国家公務員共済組合に使用される者で、その運営規則で定めるもの（国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 125 条）
- 国家公務員共済組合連合会の役員及び国家公務員共済組合連合会に使用される者で、その運営規則で定めるもの（国家公務員共済組合法第 126 条）
- 職員団体又は労働組合の事務に専ら従事する国家公務員（国家公務員法第 108

条の 6 第 1 項及び行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和 23 年法律第 257 号) 第 7 条第 1 項)

- 民間企業への交流派遣職員(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成 11 年法律第 224 号) 第 7 条第 1 項及び第 15 条)
- 法科大学院へ派遣された国家公務員(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成 15 年法律第 40 号) 第 11 条第 1 項及び第 17 条)
- 弁護士職務従事職員(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成 16 年法律第 121 号) 第 2 条第 1 項及び第 4 項並びに第 9 条)

## 2—2. 地方公務員の範囲

(a) の地方公務員とは、常時勤務に服することを要する地方公務員及び政令で定める地方公務員をいい、具体的には下記(1)及び(2)のとおりである。

### (1) 常時勤務に服することを要する地方公務員

- ・ 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 3 条第 2 項に定める一般職の職員
- ・ 地方公務員法第 3 条第 3 項に定める特別職の職員であって、常時勤務に服することを要する者(知事、副知事若しくは出納長又は市町村長、助役若しくは収入役等)

※ 「常時勤務に服することを要する国家公務員」の項目を参照。

※ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 284 条に規定する一部事務組合及び広域連合の職員も含まれる。

### (2) 政令で定める地方公務員

- ① 休職又は停職の処分を受けた者(地方公務員法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 1 項)
- ② 大学院修学休業をしている者(教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号) 第 26 条第 1 項)
- ③ 自己啓発等休業をしている者(地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項)
- ④ 配偶者同行休業をしている者(地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項)
- ⑤ 外国の地方公共団体の機関等に派遣された者(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和 62 年法律第 78 号) 第 2 条第 1 項)
- ⑥ 育児休業をしている又は育児短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関

する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 2 条第 1 項、第 11 条第 1 項及び第 17 条)

- ⑦ 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて 12 か月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

※ 国内居住要件等については別途確認が必要であることに留意。

### (3) 地方公務員の範囲に含まれない者

- 警察庁の所属職員及び警察法第 56 条第 1 項に規定する地方警務官
- 特定地方独立行政法人に勤務する者
- 地方公務員共済組合の役員及びこれらの共済組合に使用され、これらの共済組合から給与を受ける者で、主務省令で定めるもの(地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 141 条第 1 項)
- 市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会の役員及びこれらの連合会に使用され、これらの連合会から給与を受ける者で、主務省令で定めるもの(地方公務員等共済組合法第 141 条第 2 項)
- 職員団体又は労働組合の事務に専ら従事する地方公務員(地方公務員法第 55 条の 2 第 5 項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 6 条第 5 項及び附則第 5 項)
- 公益的法人等に派遣された地方公務員(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 2 条第 1 項)

## 3. 支給主体が変更となる場合における基本的な手続

### (1) 住所地の市町村から児童手当を受給している者が公務員となる場合

住所地の市町村から児童手当を受給している者が新たに公務員となる場合、当該者から住所地の市町村に対して受給事由消滅届(児童手当法施行規則(昭和 46 年厚生省令第 33 号。以下「規則」という。)様式第 10 号。以下「消滅届」という。)を提出するとともに、所属庁へ認定請求書(規則様式第 2 号)を提出し、児童手当の受給を開始することとなる。

所属庁においては、その職員への聞き取りや、住所地の市町村における受給の有無及び消滅届の提出状況に係る項目を認定請求書に追加することなどにより、住所地の市町

村における従前の受給状況を把握した上で、消滅届が未提出の場合には、速やかに、当該職員に対して消滅届の市町村への提出を促すことが基本となる。

また、当該職員について支給認定したことについて、別途、所属庁から当該市町村へ情報提供いただくことが望ましい(※)。

(※) 令和 4 年 6 月以降は、現況届の提出を省略することができるようになったことから、受給者から消滅届の提出がないと、市町村が二重支給を長期にわたり把握できず、多額の返還が必要となる可能性がある。

## (2) 児童手当の受給者である職員が退職する場合（公務員間の異動を除く。）

公務員である児童手当の受給者が退職する場合には、当該者から退職前の所属庁に対して消滅届を提出するとともに、住所地の市町村へ認定請求書を提出し、児童手当の受給を開始することとなる。

所属庁においては、受給事由の消滅を確認し、速やかに受給資格消滅通知を交付する必要がある（規則第 10 条及び「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（以下「事務処理ガイドライン」という。）別添様式第 12 号）。なお、職員から消滅届の提出がない場合であっても、職員の退職日等を把握できるときは職権で支給事由消滅処分を行うことが可能である（事務処理ガイドライン第 22 条）。

また、住所地の市町村へ速やかに認定請求する必要がある旨を、こども家庭庁が示している文書例を活用するなどにより、受給者に対して確実に周知することが望ましい。

なお、所属庁においては、支給事由消滅事由の発生した日の属する月（退職日の属する月）の分まで児童手当を支給することとなる。

## (3) 児童手当の受給者である職員が所属庁を異にして異動する場合

公務員である児童手当の受給者が異動により所属庁が変わる場合には、当該受給者から異動元の所属庁に対して消滅届を提出するとともに、異動先の所属庁へ認定請求書を提出し、児童手当の受給を開始することとなる。

従来の所属庁における支給事由消滅処分については、(2) 参照。

なお、異動元の所属庁においては、支給事由消滅事由の発生した日の属する月（退職日の属する月）の分まで支給することとなるが、例外として、月初の異動は下記の取扱いとなる。

- A 所属庁に勤務する職員が 4 月 1 日付で B 所属庁に異動した場合は、A 所属庁において 3 月分まで支給し、B 所属庁が 4 月分から支給する。
- 3 月 31 日に国家公務員でなくなり、その年の 4 月 1 日付で地方公務員に採用され

た職員については、退職前の所属庁において 3 月分まで支給し、採用先の所属庁が 4 月分から支給する。

#### 4. 要注意事例及び望ましい対応

##### (1) 非常勤職員（国家公務員）、会計年度任用職員（地方公務員）の取扱い

国家公務員の非常勤職員（政令で定める国家公務員⑧）及び地方公務員の会計年度任用職員（政令で定める地方公務員⑦）については、採用された時点では住所地の市町村から児童手当を受給するが、共済組合に加入して長期給付が適用されると支給元が所属庁となるため、その時点で所属庁に対して改めて認定請求を行う必要がある。

通常の人事異動の時期と異なるため、職員にとっては、勤務先や業務内容が変わらず、手続の必要性を認識することが困難なケースも考えられることから、所属庁においては、日頃の制度周知に加え、長期給付の適用手続を行うタイミングで、児童手当の認定請求について職員へ勧奨を行っていただくことが望ましい。

※ 所属庁における周知・案内が不十分であったことにより児童手当の受給に空白期間が生じた場合には、当該不十分な周知・案内を理由として、審査請求等につながり得ることに留意すること。

##### (2) 2 か月以内の期間を定めて使用される者等の取扱い

令和 4 年 10 月 1 日以後に職員となった者であって、国に 2 か月以内の期間を定めて使用される者、地方公共団体に臨時的任用職員として、又は 2 か月以内の期間を定めて使用される者は、長期給付が適用されないことから、当該者の児童手当は、住所地の市町村長が支給することとなるため、留意すること。

#### 関連リンク

- 児童手当制度の概要（こども家庭庁 HP）

<http://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/gaiyou>

- 児童手当制度のご案内（こども家庭庁 HP）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/annai/>

物価高対応子育て応援手当について

【案】「令和8年度（令和7年度からの繰越分）物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金交付要綱」新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="645 268 1097 351">こ 成 環 第 号 令 和 年 月 日</p> <p data-bbox="116 461 421 494">各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p data-bbox="840 608 1095 689">こども家庭庁長官 ( 公 印 省 略 )</p> <p data-bbox="239 802 969 884"><u>令和8年度（令和7年度からの繰越分）</u> 物価高対応子育て応援手当支給事業費の国庫補助について</p> <p data-bbox="85 997 1097 1126">標記の国庫補助金の交付については、別紙「物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和8年4月1日から適用することとされたので通知する。</p> <p data-bbox="85 1144 1097 1225">なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p data-bbox="1697 268 2150 351">こ 成 環 第 7 4 3 号 令 和 7 年 1 2 月 1 6 日</p> <p data-bbox="1151 461 1456 494">各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p data-bbox="1892 608 2148 689">こども家庭庁長官 ( 公 印 省 略 )</p> <p data-bbox="1283 802 2016 836">物価高対応子育て応援手当支給事業費の国庫補助について</p> <p data-bbox="1122 949 2134 1078">標記の国庫補助金の交付については、別紙「物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和7年11月21日から適用することとされたので通知する。</p> <p data-bbox="1122 1096 2134 1177">なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。</p> <p data-bbox="1122 1465 1211 1498">別 紙</p>

改正後	現行
別 紙  以下同文 略	以下同文 略

【案】「令和8年度（令和7年度からの繰越分）物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金交付要綱」新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="645 220 1097 300">こ 成 環 第 号 令 和 年 月 日</p> <p data-bbox="116 416 421 448">各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p data-bbox="846 560 1079 639">こども家庭庁長官 ( 公 印 省 略 )</p> <p data-bbox="340 756 842 788"><u>令和8年度（令和7年度からの繰越分）</u></p> <p data-bbox="188 804 999 836">物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金の国庫補助について</p> <p data-bbox="89 951 1097 1078">標記の国庫補助金の交付については、別紙「物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和8年4月1日から適用することとされたので通知する。</p> <p data-bbox="89 1098 1097 1177">なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p data-bbox="1697 220 2150 300">こ 成 環 第 7 4 6 号 令 和 7 年 1 2 月 1 6 日</p> <p data-bbox="1151 416 1456 448">各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p data-bbox="1881 560 2136 639">こども家庭庁長官 ( 公 印 省 略 )</p> <p data-bbox="1227 804 2038 836">物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金の国庫補助について</p> <p data-bbox="1124 951 2132 1078">標記の国庫補助金の交付については、別紙「物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和7年11月21日から適用することとされたので通知する。</p> <p data-bbox="1124 1098 2132 1177">なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。</p>

改正後	現行
別紙 以下同文 略	別紙 以下同文 略